

## モニタリング計画の改正案に係る事前説明について

## 1 概要

「工事後のモニタリング計画」は、支障除去対策工事の終了後に、場内廃棄物による周辺の生活環境への影響を把握し、地域住民の安全安心を確保するために実施する生活環境影響調査の計画を定めたものである。モニタリングにあたっては、調査方法等を適時見直すこととされており、これまでのモニタリング結果を踏まえ、今回見直しを行うこととした。

## 2 改正案の内容

- 放流水水質調査の測定項目「大腸菌群数」を「大腸菌数」へ改めるもの。
- 大気環境調査を終了し、モニタリング計画から削除するもの。

## 3 放流水水質調査について

令和 7 年 3 月 3 日付けで「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布され、放流水基準における「大腸菌群数」が「大腸菌数」に改正された（令和 7 年 4 月 1 日施工）。そのため、測定項目をこれに合わせ改正する。なお、今年度の放流水測定は「大腸菌群数」と「大腸菌数」の両方を測定することとしている。

## 4 大気環境調査について

大気環境調査は、処分場内及び対照地点（村田町役場屋上）の 2 地点で、大気に含まれる物質の濃度を測定し、処分場からの発生ガスによる影響を調査するものである。平成 15 年に調査を開始し、平成 21 年度及び平成 26 年度に調査項目を縮小、令和 5 年度に調査頻度を縮小した。

以下 3 点の理由より、生活環境影響調査に支障はないと考えられるため、大気環境調査を終了し、モニタリング計画から削除する。

- ①これまでの調査結果で、全ての測定項目で環境基準や指針値を超過したことではなく、増加傾向も認められないこと（本資料 4～5 ページ参照）。
- ②処分場内と対照地点の結果で大きな差異は認められず、宮城県内の大気測定局や全国平均と比較しても大きな差異は認められないこと。
- ③過去の処分場対策で支障のおそれがあるとされた硫化水素については、硫化水素連続調査でモニタリングしていること。

※なお、産業廃棄物最終処分場の維持管理基準や廃止基準に大気中の物質に係る項目はない。

## 5 モニタリング計画の改正日

令和 8 年 4 月 1 日

## 6 今後のスケジュール

今回の委員会で審議いただいた内容をもとに、次回評価委員会（令和 8 年 1 月下旬頃開催予定）でモニタリング計画の改正案を諮問する。

項目	基準値等		直近 10 年間の調査状況
塩化ビニルモノマー	10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	指針値	対照地点とほぼ変わらない濃度を示しており、最大値は基準の 0.3%である。
1,3-ブタジエン	2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	指針値	対照地点のほうが高い濃度を示しており、最大値は基準の 4.4%である。
ジクロロメタン	150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	大気環境基準	対照地点とほぼ変わらない濃度を示しており、最大値は基準の 5.4%である。
アクリロニトリル	2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	指針値	対照地点とほぼ変わらない濃度を示しており、最大値は基準の 1.5%である。
クロロホルム	18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	指針値	対照地点とほぼ変わらない濃度を示しており、最大値は基準の 1.6%である。
1,2-ジクロロエタン	1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	指針値	対照地点とほぼ変わらない濃度を示しており、最大値は基準の 14%である。
ベンゼン	3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	大気環境基準	対照地点とほぼ変わらない濃度を示している。最大値は基準の 47%と高いが、対照地点や全国平均の推移と同様の傾向を示している。
トリクロロエチレン	130 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	大気環境基準	対照地点より濃度が高い傾向にあるが、全国平均の数値と同程度で推移している。最大値は基準値の 0.6%である。 浸透水水質調査では全地点で不検出である。
テトラクロロエチレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	大気環境基準	対照地点とほぼ変わらない濃度を示しており、最大値は基準の 0.04%である。
水銀及びその化合物	40 $\text{ngHg}/\text{m}^3$	指針値	対照地点とほぼ変わらない濃度を示しており、最大値は基準の 5.0%である。
硫化水素	0.002 ppm	目標値	対照地点とほぼ変わらない濃度を示しており、最大値は基準の 6.5%である。 硫化水素連続調査により処分場敷地境界及び村田第二中学校で測定を行っている。
メタン	-	-	対照地点より濃度が高いことがあるが、概ね同程度の濃度で推移している。
アンモニア	-	-	対照地点とほぼ変わらない濃度を示している。

表 1 : 各項目の直近 10 年間の調査状況

廃止基準項目	処分場において実施している調査	廃止基準達成状況	
最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。	<u>硫化水素連続調査（24時間）</u> 処分場敷地境界及び村田第二中学校において硫化水素による悪臭の影響を確認	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>覆土整形（一部多機能性覆土）を実施。</li> <li>平成20年12月以降0.02ppm以上の硫化水素濃度は測定されていない。</li> </ul>
火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>覆土、ガス抜き管を設置。</li> <li>火災発生なし。</li> </ul>
ねずみが生息し、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>覆土実施。</li> <li>衛生害虫の異常発生等なし。</li> </ul>
地下水等の水質検査の結果、次のいずれにも該当していないこと。ただし、水質の悪化が認められない場合においてはこの限りでない。 イ) 現に地下水質が基準に適合していないこと ロ) 検査結果の傾向に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること	<u>地下水水質調査（年1～4回）</u> 地下水汚染又はそのおそれを把握するため上流地下水、下流地下水において、鉛、砒素、BOD等を確認	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立区域よりも上流側に位置するH17-19で砒素が地下水等検査項目基準を超過したが、自然由来である可能性が考えられる。</li> <li>H26-2でBODが地下水等検査項目基準を超過した。</li> <li>その他の項目については全ての地点で地下水等検査項目基準に適合しており、上昇傾向も認められない。</li> </ul>
埋立地からガスの発生がほとんど認められない、又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められること。	<u>発生ガス等調査（月1回）</u> 処分場内の発生ガスの状況を把握するため観測井戸における硫化水素濃度、メタン濃度等を確認	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングを実施した17地点のうち5地点で発生ガス量の変動が認められた。</li> <li>一方、残り12地点ではガスの発生量は0.01L/分未満と殆ど認められなかった。</li> </ul>
埋立地の内部が周辺の地中温度に比して異常な高温になっていない*こと。  *異常な高温になっていないとは、埋立地の内部と周辺の地中の温度の差が摂氏20℃未満である状態をいう。	<u>地中温度調査（年2回）</u> 廃棄物の分解による地中温度変化を把握するため、観測井戸において鉛直方向1m毎の温度を確認	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立地の内部と周辺の地中の温度差が20℃未満であることは継続しているものの、一部地点では一時的に温度の上昇傾向が確認されている。</li> </ul>
おおむね50cm以上の覆いにより開口部が閉鎖されていること。 現に生活環境保全上の支障が生じていないこと。		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>50cm以上の覆土により開口部は閉鎖されている。</li> <li>環境モニタリングの結果から生活環境保全上の支障は生じていない。</li> </ul>
地滑り、沈下防止工、雨水等排出設備について、構造基準に適合していないと認められないこと。		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨水排水溝を整備</li> </ul>
浸透水の水質が次の要件を満たすこと。 ・地下水等検査項目：基準に適合 ・BOD:20mg/L以下	<u>浸透水水質調査（年1～4回、ダイオキシンは年2回）</u> 浸透水の汚染状況を把握するため、処分場内浸透水の砒素、1,4-ジオキサン、BOD等を確認	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉛、砒素、BODが地下水等検査項目基準超過。 (ほう素、ふつ素が地下水環境基準を超過。)</li> </ul>

表2：廃棄物処理法による最終処分場の廃止基準及び達成状況

○大気環境調査のこれまでの調査結果

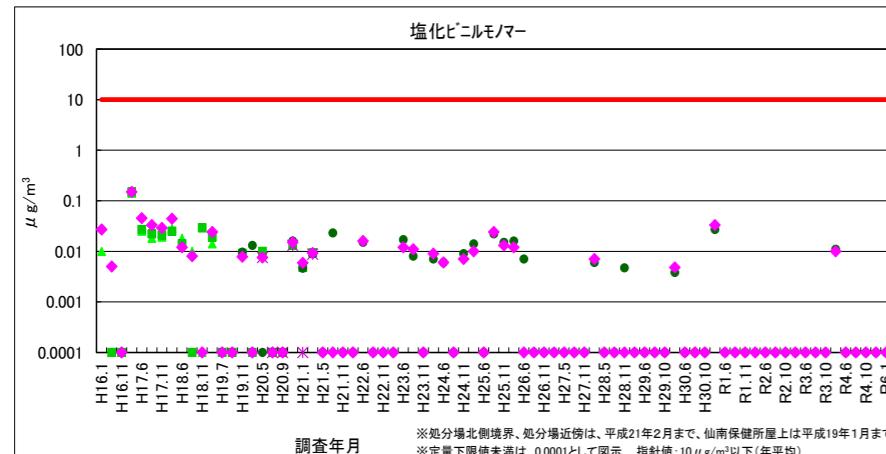


図 1-1：塩化ビニルモノマー

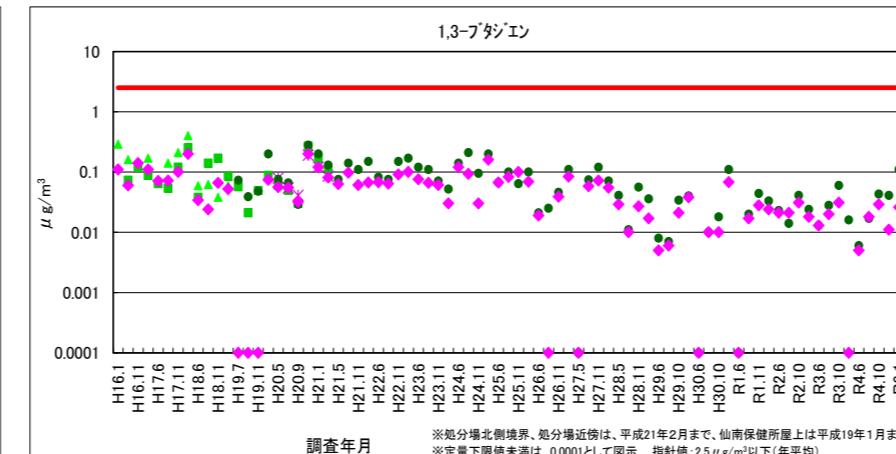


図 1-2：1,3-ブタジエン

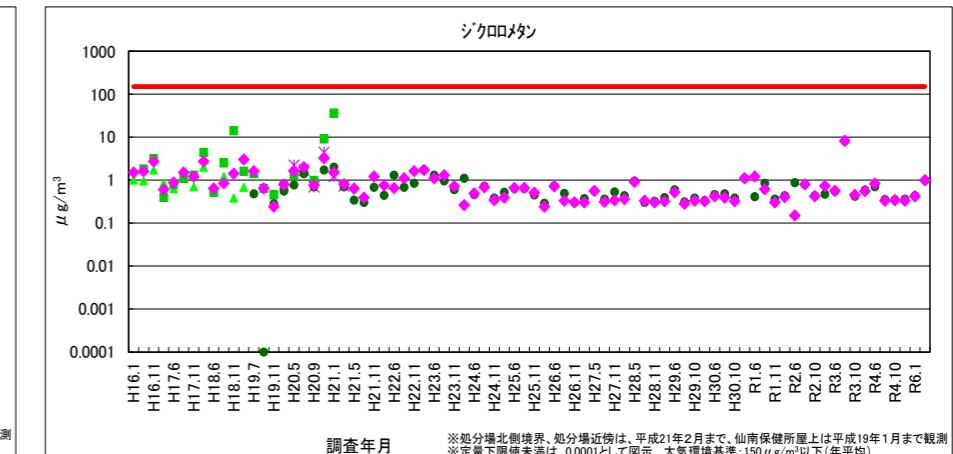


図 1-3：ジクロロメタン

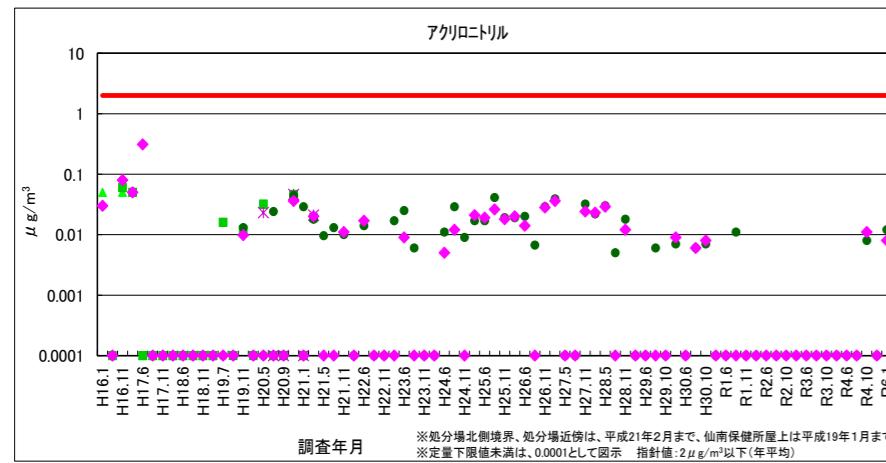


図 1-4：アクリロニトリル

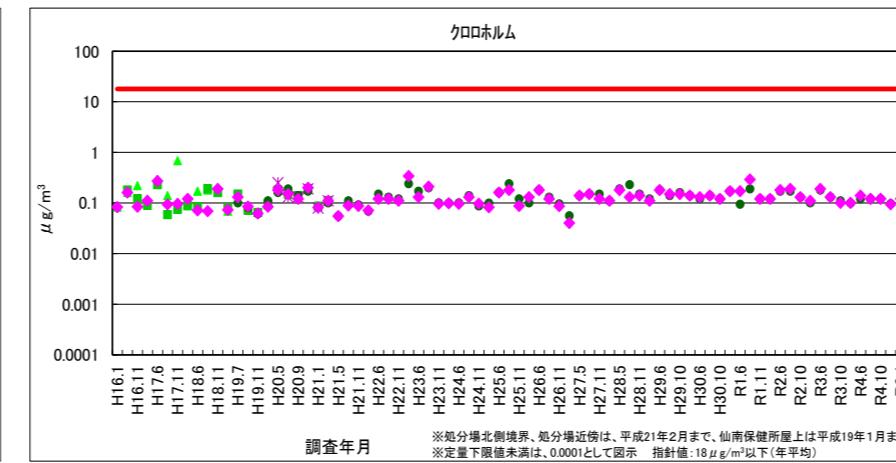


図 1-5：クロロホルム

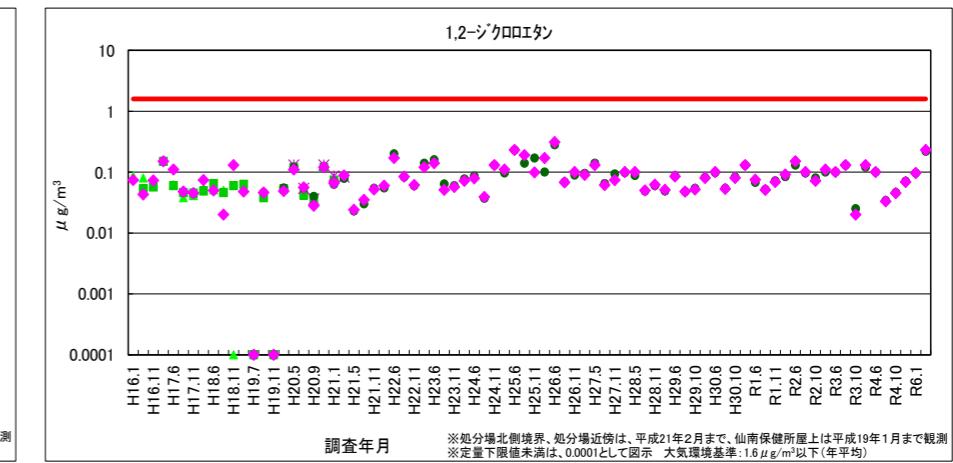


図 1-6：1,2-ジクロロエタン

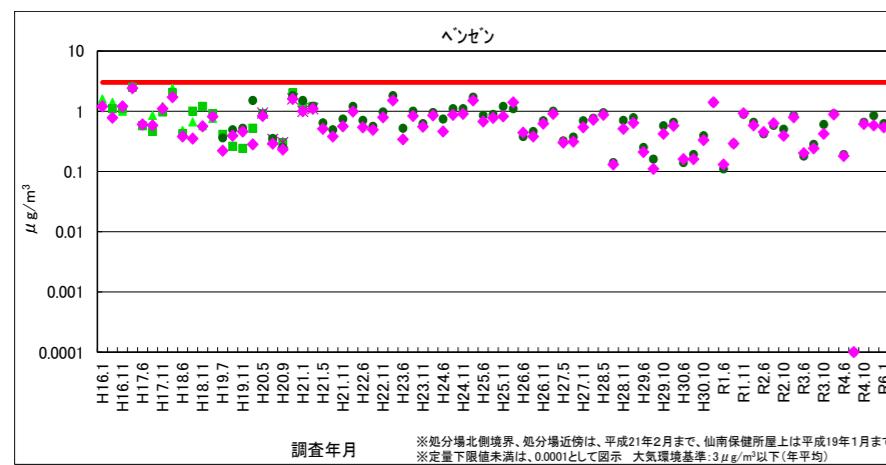


図 1-7：ベンゼン

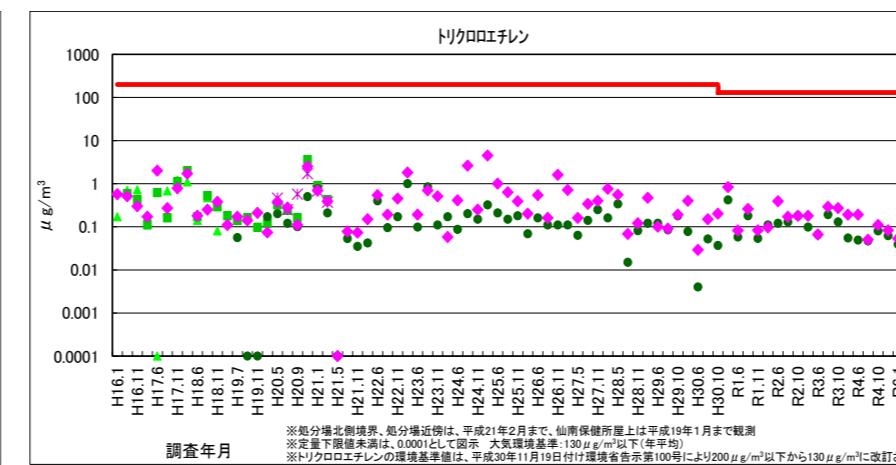


図 1-8：トリクロロエチレン

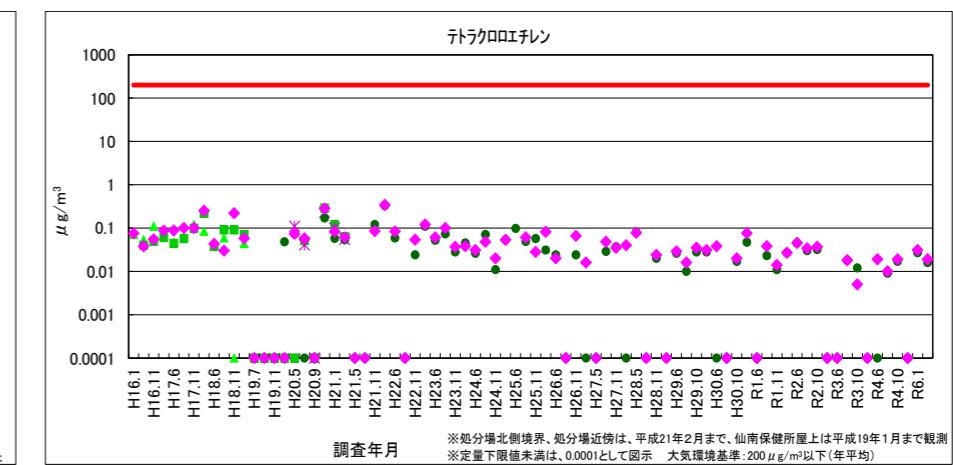


図 1-9：テトラクロロエチレン

▲	仙南保健所屋上(～平成18年度)
■	処分場近傍(～平成20年度)
●	村田町役場
—	敷地境界管理目標値
—	指針値・大気環境基準

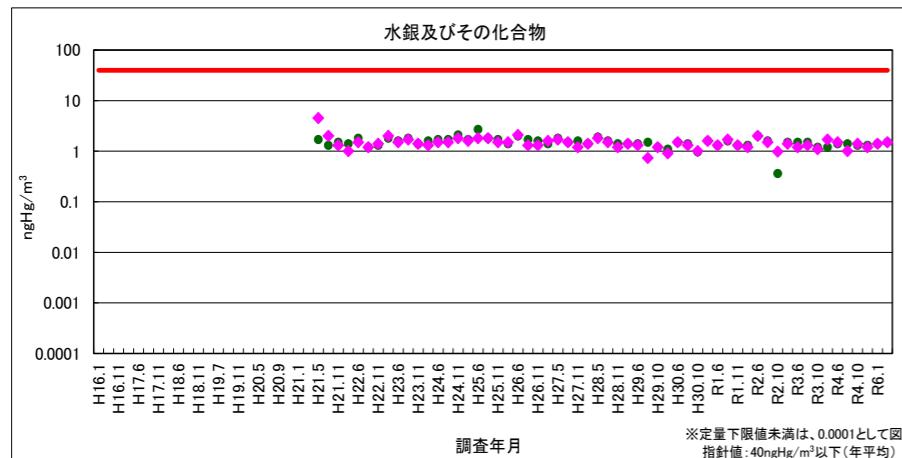


図 1-10：水銀及びその化合物

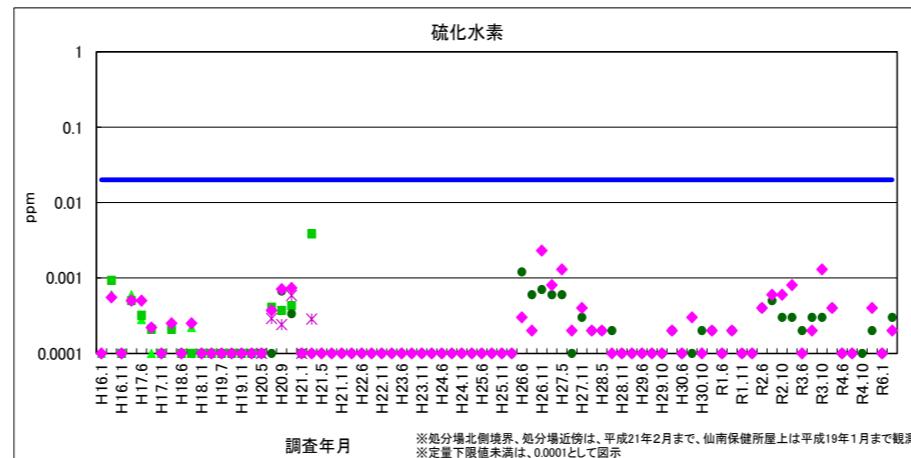


図 1-11：硫化水素

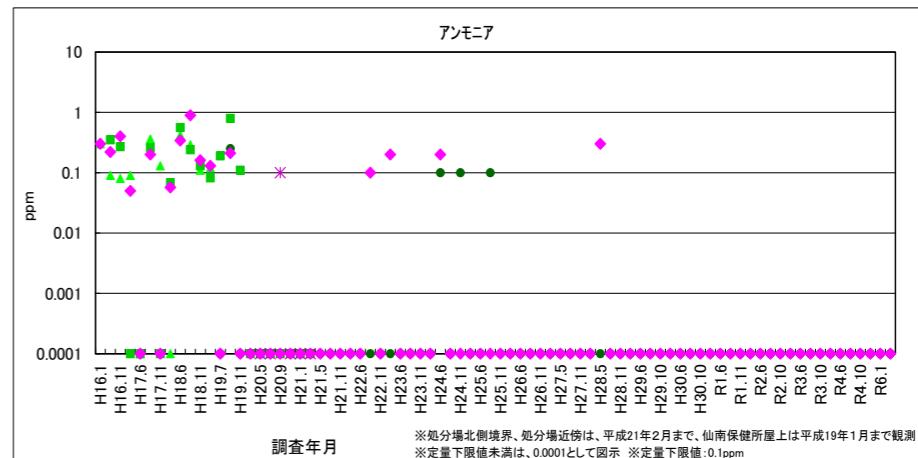


図 1-12：アンモニア

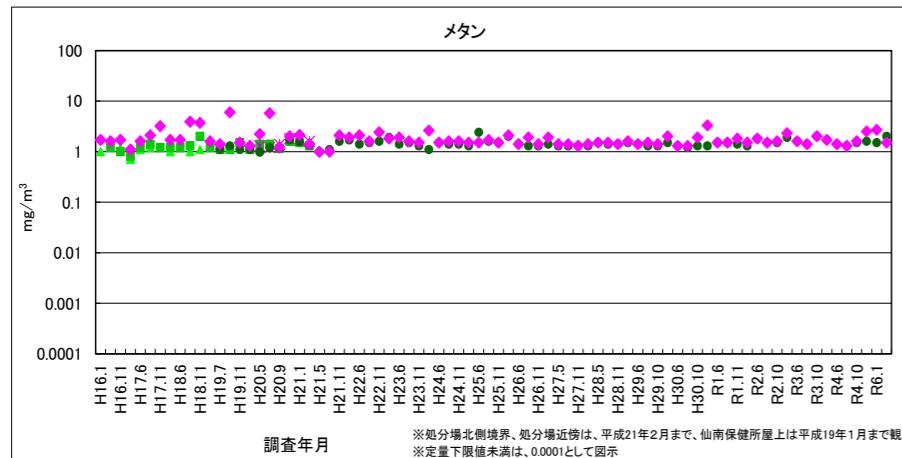


図 1-13：メタン

▲ 仙南保健所屋上(～平成18年度)	■ 処分場近傍(～平成20年度)
✖ 処分場北側敷地境界(平成20年度)	● 村田町役場
◆ 最終処分場(処分場内中央)	▬ 指針値・大気環境基準